

## 中古機械販売業者の方々へ、重要なお知らせ

この度、弊社が1994年(平成6年)まで製造しておりました縦型ミキサーにつきまして、東京労働局より、労働災害の防止および機械の安全確保を図る上での問題点、およびメーカーとしてそれに対する改善措置を講ずる必要性を周知させる旨の指導がございました。

つきましては、皆様方には、現状でのご使用に伴う危険性へのご理解と、安全対策装置の取付けを行っていただきますよう御願ひ申し上げます。

### 記

1. 対象製品：1995年(平成7年)以前に製造された、安全ガードが装備されていない全ての当社製縦型ミキサー

2. 指導の内容：

労働安全衛生法第43条第1号および労働安全衛生規則第25条第1～2項に基づく措置が講じられていない点について、メーカーとして使用者へ周知させ、安全対策装置の取付けを促すこと。

中古機械として販売する際は、必ず上記の対策を実施した上で販売することが販売者に求められます。

\* 労働安全衛生法第43条：動力により駆動される機械等で、作動部分上の突起物又は動力伝導部分もしくは調速部分に厚生労働省令で定める防護の為の措置が施されていない物は、譲渡し、貸与し、又は譲渡もしくは貸与の目的で展示してはならない。

\* 労働安全衛生規則第25条：上記43条の厚生労働省令で定める防護の為の措置は、次の通りとする。

- 一 作動部分上の突起物については、埋頭型とし、又は覆いを設けること。
- 二 動力伝導部分もしくは調速部分については、覆い又は囲いを設けること。

3. 弊社からの御願ひ：

お客様の安全を確保するためにも、必ず安全ガードを取付けた上での販売をお願い致します。なお弊社へ作業を依頼される場合には、全て有償とさせていただきます。

その他ご不明点等につきましては、弊社までお問い合わせ下さい。